

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

処 分 庁

大阪市平野区保健福祉センター所長

審査請求人が、平成19年3月20日付けで提起した生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成19年3月2日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成19年3月2日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件廃止決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 請求人は、保護を受けた平成18年10月から同年12月末までに仕事を見つけるよう執拗に言われ、就職活動報告書を毎週月曜日に出すことを条件に保護を受けた。期限付きで保護を認めるということ自体違法であるが、請求人は免許証もなく、資格もないため、なかなか仕事が見つからなかった。
- (2) 平成19年2月13日に2回目の指導文書をもらいに区役所に行き、その時に「生活保護は2月28日までで、3月からは打ち切る」と言われた。法第27条第2項は、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。」また、同条第3項は、「第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。」と規定している。
- (3) 法第62条第4項は、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明すべき日時及び場所を通知しなければならない。」また、同条第5項は、「第3項の規定による処分については、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く)の規定は、適用しない。」と規定している。
- (4) 行政手続法第3章第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益

処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」また、同条第3項は、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定している。

- (5) このように、請求人に対する「保護廃止」という生存に拘わる重大な不利益処分であるにもかかわらず、処分庁の今回の処分は廃止理由が全く書かれておらず、行政手続法に照らしあわせても瑕疵があり、処分の無効、撤回を求めるものである。
- (6) なお、請求人らが処分庁に抗議したところ、理由を訂正した文書が3月20日に請求人に届けられた。しかし、市民に対する不利益処分をした文書が後日、法的（あるいは行政的）に根拠もなく、処分庁の一方的な判断で「書き換えられる」ということが簡単にできるのであれば、市民は行政への信頼を失うことになりかねない。訂正の文書が送られてきたのが3月20日であるが、処分庁の言い分は「3月2日付」であり、到底納得のいくものではない。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成18年10月13日、処分庁にて、請求人の生活保護が開始されたこと。
- (2) 平成18年12月26日付けで、処分庁は請求人に対し、「請求人はかねてより就労について指導・指示を受けてきたにもかかわらずいっこうに改善のあとがみられないため、早急に就労を開始すること。また、今後の自立に向けた計画の内容について、「就業計画書」にて同月28日までに提出すること。「就業計画書」に基づき行った行動の結果について同19年1月31日までに平野区保健福祉センターへ報告すること。」と記載した法第27

条に基づく指導指示書を交付したこと。

- (3) 処分庁は請求人に対し、上記(2)のとおり文書による指示を行ったが、改善または努力のあとが認められないとして、法第62条第4項に基づき、保護廃止等に係る弁明の機会付与を通知し、平成19年2月13日に弁明の機会を与えたこと。

なお、同通知書には、指示事項、内容として「請求人は、かねてより就労について指導・指示を受けてきたにもかかわらずいっこうに改善のあとがみられないため、早急に就労を開始すること。」などと記載されていたこと。

- (4) 平成19年3月2日付けで、処分庁は請求人に対し、同年2月28日限りで保護を廃止する旨通知したこと。同通知書には、廃止の理由として「平成19年3月1日付保護廃止とする」と記載されていたこと。

- (5) 処分庁は、請求人からの指摘を受け、上記(4)の通知書の差し替えとして「稼働能力を有するにもかかわらず不就労の状態が続いたため、法第27条の規定により、文書にて指導指示を行うも正当な理由無くこれに従わなかったため、同法第62条第3項の規定により保護を廃止する。」と記載した保護廃止決定通知書を同人に送付したこと。

2 判 断

- (1) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。

また、法第62条1項では、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定している。

なお、同条第5項には、「第3項の規定による処分については、

行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。」と規定している。

(2) 行政手続法第3章第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（以下略）」と規定し、同条第3項は、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。

(3) 本件についてみると、前記(1)及び(2)のとおり、保護廃止決定書には、廃止処分の理由を示さなければならないところ、前記第2の1の(4)の認定事実のとおり、本件廃止決定の通知書には、廃止処分の理由が示されておらず、行政手続法第14条第1項及び第3項の規定に違反しており、本件廃止決定には手続上の瑕疵がある。

(4) なお、前記第2の1の(5)のとおり、処分庁は、本件廃止決定の後、差し替えとして廃止理由を明記した保護廃止決定通知書を送付していることから、本件廃止決定は正当であり有効である旨主張する。しかしながら、理由の追加や差し替えを容易に認めると、処分理由の提示を要求した行政手続法の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くことから、差し替えの通知書が送付されたことをもって、本件廃止決定の瑕疵が治癒されたとみることはできない。

よって、本件廃止決定については、取り消しを免れないと判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成19年8月24日

審査庁 大阪府知事 齊藤 房江



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。